

計画の概要について

1. 背景 ～多摩市を取り巻く社会情勢～

(1) 世界の動向

現在、私たちは地球規模の気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の損失、貧困、エネルギー問題など、環境・経済・社会における様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行という新たな問題に直面しています。これらの問題は相互に関連しており、将来にわたって安心して暮らしていくためには、早急に取り組んでいかなければならない問題です。

2015年9月の国連サミットでは「持続可能開発 2030 アジェンダ」が採択され、2030年における17のゴールと169のターゲットで構成されるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が設定されました。

また、同年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに1.5℃に抑える努力を継続することが掲げられています。

このような動きの中で、特に廃プラスチックや食品ロスの問題への注目が高まり、廃棄物分野においてもプラスチックの使用量削減及び資源循環の構築、食品ロスの発生抑制に向けた規制や政策が急速に進められています。

■SDGs（持続可能な開発目標）における17のゴール



(2) 国の動向

国は、廃棄物にかかる様々な問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)をはじめとした各種廃棄物関連法令を整備し、安全な廃棄物処理やリサイクルに向けた対策を講じてきました。

平成 30 (2018) 年に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、人口減少・少子高齢化、地域の衰退といった課題の解決に向け、地域循環共生圏の形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環などを統合的取組として掲げ、SDGs への取り組みを踏まえた指標や施策を示しています。

令和元年には、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、廃棄物の輸入規制等の課題に対応し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 4 (2022) 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に関わるあらゆる主体においてプラスチック資源循環等の取組 (3R+Renewable) を促進するための措置を講じることが求められています。

また、令和元 (2019) 年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)においては、食品ロスの削減に向けた国、地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割等が示されており、現状を把握するための食品ロス調査や啓発活動を推進しています。

令和 2 (2020) 年 10 月には、「2050 年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを政府が宣言しました。カーボンニュートラルの達成、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野では、一般廃棄物の焼却や埋立処分に伴う温室効果ガス排出の抑制、収集運搬車両の燃料使用の削減、中間処理施設等の稼働に伴う電力使用等によるエネルギー起源 CO₂ 等の排出抑制等の対策が求められています。

(3) 東京都の動向

東京都では令和元 (2019) 年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、2050 年までに CO₂ 排出実質ゼロを目指すことを定め、脱炭素化に向けて省エネ、再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、食品ロスやプラスチック対策などサプライチェーンを含めた様々な分野での取り組みを推進しています。

また、令和 3 (2021) 年 3 月には「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、2030 (令和 12) 年度の食品ロス発生量について 2000 (平成 12) 年度比半減を目標に掲げています。

令和 3 (2021) 年 9 月に策定した、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、SDGs やパリ協定の実現に向け、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムの

レベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱として、一般廃棄物、プラスチック焼却処理量、食品ロスの削減等を指標に掲げています。

2. 多摩市の現状

(1) 多摩市の廃棄物行政

多摩市（以下「本市」という。）では、平成 25（2013）年 4 月から、小型家電・金属類の分別収集を開始しました。また、平成 27（2015）年 10 月からエコプラザ多摩への市民の剪定枝受入を開始、同時に多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場への草枝ごみ持込手数料免除を廃止し、平成 28（2016）年 10 月には事業系ごみ処理手数料を改定（25 円/kg→35 円/kg）しました。

さらにはコロナ禍における各企業でテレワークが推進されたことで、事業系ごみが目標を大きく上回る減量となり、その結果、令和 4（2022）年度末までに、前計画の目標値である平成 23（2011）年度比 10%のごみ減量に対し、令和 3（2021）年度末時点で中間目標（9%減）を上回る 13.3%の減量を達成することができました。

家庭系ごみについては、全体として中間目標を上回る減量を達成しているものの、品目によって施策の減量効果の表れ方に差が出ています。現時点で減量効果が少ない品目の減量をどうやって進めていくかが今後の目標達成の一つのポイントと考えられます。

今後、本市においては、著しい財政不足が見込まれており、廃棄物処理の分野においても根本から社会改革の起爆剤となる覚悟で、ごみ処理施設費用の大幅削減に取り組むことが求められています。

当面は、大きな財源を伴う施設建設は望めない状況にあり、第二次多摩市ストックマネジメント計画に沿って、既存施設を延命化して活用し民間施設の利用や連携も視野に入れて、知恵をしぼり工夫を重ね、ごみ減量に取り組まねばなりません。

本市のごみを処理している多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場では、令和 15（2033）年度以降の運営基本方針や施設更新に向けた検討を行っており、併せて災害時でも安定した処理ができるよう、構成市間相互の支援体制も考慮した検討が求められています。

エコプラザ多摩では、前計画期間である平成 30（2018）～令和 4（2022）年度の 5 ヶ年にかけて、平成 29（2017）年度に策定した資源化センター長期修繕計画に沿って、各プラント設備の更新を実施しました。今後も施設を安全かつ安定して稼働していくために、長期修繕計画に基づき計画的に整備を行うとともに、令和 4（2022）年度に策定する長寿命化計画に沿ってプラント設備の延命化を図ってまいります。

最終処分場については、日の出町のご理解のもと利用させていただいておりますが、こちらも延命化のため、ごみ減量をより一層推進することが求められています。

また、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や令和元（2019）年 10 月に発生した台風 10 号・19 号などを経て、災害時のごみ収集や廃棄物の処理など、新たな課題を見据えた上で、資源循環型社会の構築を目指さなければなりません。なお、多摩市においては、平成 30（2018）年度に多摩市災害廃棄物処理計画を策定しました。

（2）本市を取り巻く社会の変化

近年、本市の廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

国内外で観測されるさまざまな異常気象や猛暑や干ばつ等による甚大な被害や地球温暖化防止、プラスチック削減等に向けた法制度の整備や政策の進展といった大きな潮流を受け、令和 2（2020）年 6 月に本市と多摩市議会は、多摩市気候非常事態を宣言しました。宣言では、気候が危機的な状況にあることを全市民と共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを目的として、「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」と生物多様性の保全とともに「資源の有効利用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進する」ことを柱としています。

さらに、その後の「プラスチック資源循環促進法」の制定を契機として、本市におけるプラスチックに係る施策を、今後の社会に最適なものへと転換していくための方針「多摩市プラスチック削減方針」を策定し、「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）＋リニューアブルの推進」を基本原則としてプラスチックの利用の削減、リサイクルの推進、適正な分別を本市における取組の基本方針に定めました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の生活様式や事業活動の変化によって様々な課題が生じており、今後の市民の生活等への影響も不透明な状況です。

今回、多摩市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定するに当たっては、本市の特性やこれまでのごみの減量やリサイクルに向けた取り組み等の経緯を踏まえた上で、現在本市が抱える課題を再認識し、持続可能な社会の実現に向けて、適切な目標の設定と効果的な施策の構築が必要です。

3. 本計画の趣旨

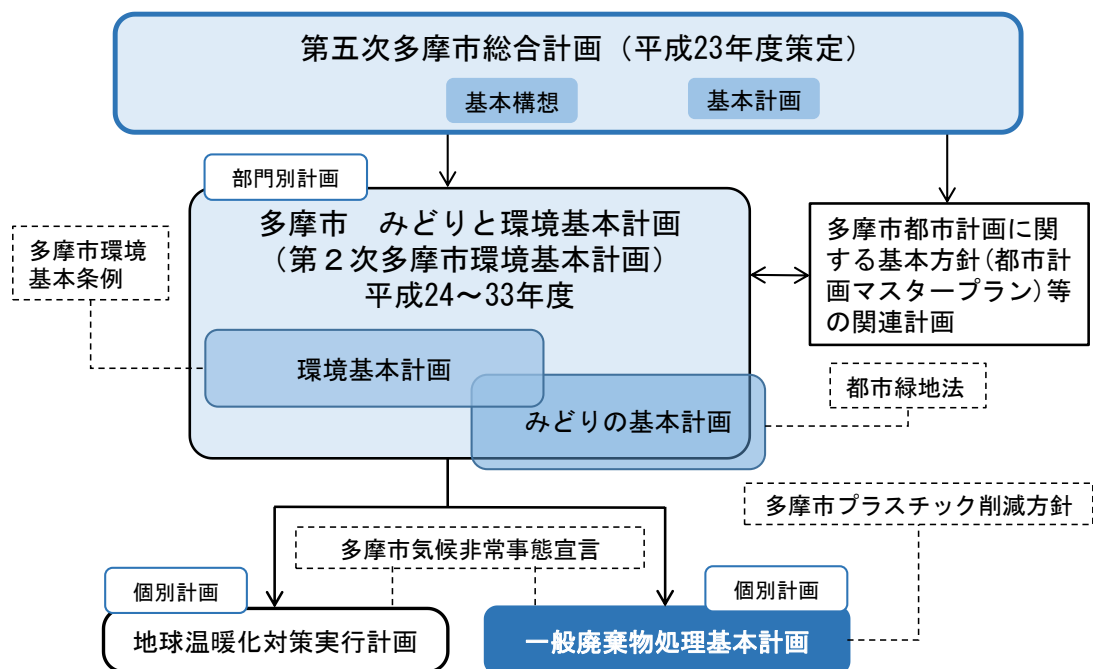
(1) 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

本計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会システムの確立を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保するために、自治体における廃棄物の発生抑制、再利用の促進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔保持に関する基本方針を定めるものです。

(2) 位置づけ

本計画は、本市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、総合的・計画的にまちづくりを進めるうえでの根幹となる計画として定められた「第五次多摩市総合計画」を具現化するための「個別計画」です。

■ 本計画の位置づけ



(3) 計画期間

計画期間は令和5（2023）年度からの10年間で、目標年次は令和14（2032）年度とし、おおむね5年ごとに見直しを行います。

なお、社会情勢の変化など、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

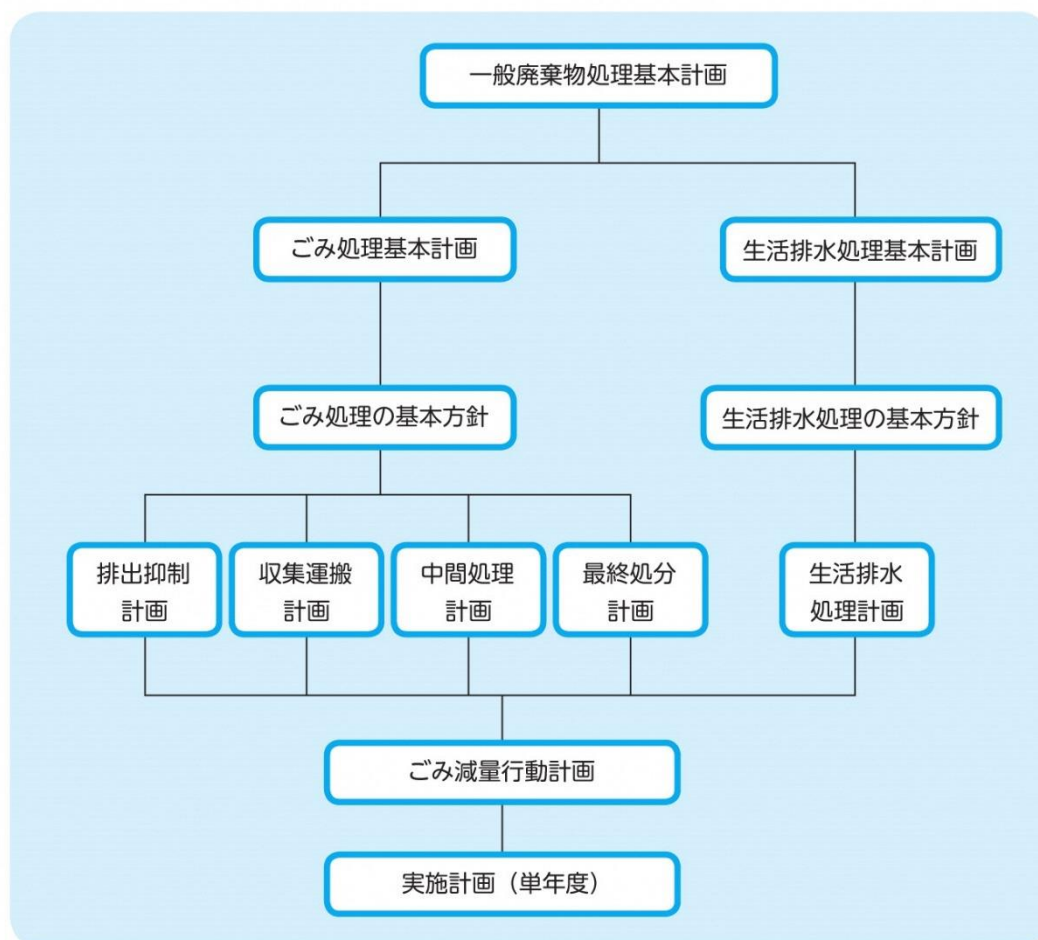
目標年次 令和14（2032）年度

4. 本計画の体系

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成されます。ごみ処理及び生活排水処理における基本方針を定めるとともに、ごみについては、排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分の各段階における計画、生活排水については処理における計画を示すものです。

また、実施計画は、廃棄物処理法に基づいて、一般廃棄物処理基本計画の円滑な実施のため、年度ごとの処理量や処理方法等について定める計画です。

■ 本計画の体系



なお、本計画における用語の使い方は、以下の通りとします。

※「ごみ」と「廃棄物」の使い分け：固有の名称（法律や条例等・計画の名称、既存の統計や調査において固定的に使われている用語）についてはそれぞれの用法に従って引用し、それ以外については、「ごみ」の用語を用いるものとします。

5. 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域（21.08 平方キロメートル）とします。

■ 計画処理区域

